

**(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設  
整備・運営事業**

**実施方針に対する質問及び意見への回答**

平成29年3月1日  
埼玉西部環境保全組合

■実施方針に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
1	1	I	1	(5)	本施設の概要	排水処理 ごみピット排水について、「ろ過後、炉内噴霧又はごみピット循環」とありますが、ごみピット循環を行う場合はろ過は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
2	1	I	1	(6)	処理対象物	「事業系可燃ごみ」「可燃性破砕残渣」は各々具体的にどのような性状を想定されていますでしょうか。	事業系可燃ごみは、許可業者から搬入される事業系の可燃ごみを想定しており、可燃性破砕残渣は、リサイクルプラザより搬出される可燃性ごみを想定しています。可燃性破砕残渣は、収集ビニール袋、破砕された可燃残渣（木質、プラスチック等）です。
3	2	I	1	(7)ウ	事業期間	設計・建設期間は、工期短縮することが合理的と認められる場合、変更可能でしょうか。また変更可能な場合、運営期間が工期短縮分延長されると考えてよいでしょうか。	不可とします。
4	2	I	1	(7)エ	事業期間終了後の措置	「明け渡し時における施設の要求水準」とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	入札公告時に公表する要求水準書に示します。
5	2	I	1	(7)オ (ア)① 5)	生活環境影響調査の支援	(ア) 事業者が行う業務 ①本施設の設計・建設に関する業務について、5) 生活環境影響調査の支援とは、具体的にどのような業務でしょうか。	新施設から排出される排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等の設計値等の再評価の手続きにあたって、必要となる資料・データの提出及び資料の作成等について想定しております。
6	2	I	1	(7)オ (ア)① 5)	生活環境影響調査の支援	本施設から生じる大気、水質、騒音、振動及び悪臭などの排出計画値を貴組合にご提供する程度と考えてよいでしょうか。	No5を参照。
7	2	I	1	(7)オ (ア)① 6)	本組合が行う許認可申請支援	(ア) 事業者が行う業務 ①本施設の設計・建設に関する業務について、6) 本組合が行う許認可申請支援とは、具体的にどのような業務でしょうか。	廃掃法上の施設設置届等の届出者が組合となる各省庁への許認可に必要な手続き、書類作成等を想定しています。
8	3	I	1	(7)カ (イ)	本施設の運営にかかる対価	固定料金と変動料金の内訳・算出方法をご教示願います。	内訳については、可燃ごみ等の処理量等に応じて変動すべきでない組合の支払いを固定費（例えば、電気料金の固定料金相当分）、変動すべき組合の支払いを変動費（例えば、電気料金の従量料金相当分）とすることを想定しています。支払いの頻度、入札価格の算出方法等につきましては、入札公告時に公表する入札説明書に示します。
9	3	I	1	(7)カ (イ)	本施設の運営に係る対価	余剰電力の売電収入はどのような取扱となるかご教示願います。	組合所掌とします。ただし、売電の手続き等の支援については、事業者の業務範囲とします。
10	5	II	3	(1)エ	入札参加者の構成等	「設計企業(プラント担当)、建設企業(プラント担当)、運営企業については、それぞれ少なくとも1社はSPCへ出資することとし、・・・」とありますので、構成企業中「設計企業(建屋担当)」、「建設企業(建屋担当)」においては、必ずしもSPCへの出資を伴わなくても良いと考えてよいでしょうか。 また、「設計企業(プラント担当)、建設企業(プラント担当)、運営企業」の全てに同一企業が1社含まれる場合、当該企業1社だけの出資でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	14	別紙3	リスク分 担表	共通	入札説明書 リスク	「入札説明書等の・・・」と記載がありますので、「入札説明書」のみならず、貴組合よりご提示いただく「入札関係書類全般」の誤り、内容の変更に関するもの等と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	14	別紙3	リスク分 担表	共通	税制度変更 リスク	貴組合よりお支払いいただく事業費に係る消費税率の変更等に関しては、貴組合の主要分担リスクと考えてよいでしょうか。	組合の支払いは、その時点で適用される税率に基づき行います。

■実施方針に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問内容への回答
13	14	別紙 3	リスク 分 担表	共通	物価変動リ スク	「施設の供用開始前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当するもの）」に関しましては事業者の主分担リスクとなっておりますが、建設期間内における急激なインフレ・デフレ等により請負金額が不相当と認められる場合においては、「施設の供用開始前」であっても貴組合主分担リスクと考えて良いでしょうか。	ご指摘を踏まえ、入札公告時に公表する建設請負契約書（案）に示します。
14	14	別紙 3	リスク 分 担表	共通	不可抗力リ スク	「天災・暴動等」とありますが、天災・暴動も含め予測不可能な事態が発現した場合はすべて不可抗力リスクに該当すると考えてよいでしょうか。	社会通念に照らして予測不可能である場合は、主に組合が負担します。
15	14	別紙 3	リスク 分 担表	建設段階	工事遅延リ スク	貴組合起因の条件により遅延等が発生した場合に関しましては、貴組合の主分担リスクと考えてもよいでしょうか。	原因者が明らかである場合は、組合が負担します。
16	14	別紙 3	リスク 分 担表	運営段階	受入廃棄物 の品質リ スク	「受入廃棄物の質に起因する事故」とありますが、質に起因する運営費用上昇等も含まれるものと考えてよいでしょうか。	一定範囲を超える質変動については、運営費用上昇も含めて組合が負担します。

■実施方針に対する意見への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	意見内容への回答
1	14	別紙 3	リスク 分 担表	共通	税制度変更 リスク	貴組合よりお支払いいただく事業費に係る消費税率の変更等に関しては、貴組合の主分担リスクとしていただきたく、考慮をお願い致します。	組合の支払いは、その時点で適用される税率に基づき行います。
2	14	別紙 3	リスク 分 担表	共通	物価変動リ スク	物価変動リスクにおいて、「施設供用開始前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当するもの）」は、事業者のみの負担となっておりますが、通常合理的な範囲（いわゆるスライド条項において1%）を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当ではないと思料いたします。発注者と受注者で適切な分担となるよう、ご検討をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、入札公告時に公表する建設請負契約書（案）に示します。
3	14	別紙 3	リスク 分 担表	共通	物価変動リ スク	「施設の供用開始前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当するもの）」に关しましては事業者の主分担リスクとなっておりますが、建設期間内における急激なインフレ・デフレ等により請負金額が不相当と認められる場合においては、「施設の供用開始前」であっても貴組合主分担リスクとしていただきたく、再考をお願い致します。	ご指摘を踏まえ、入札公告時に公表する建設請負契約書（案）に示します。
4	14	別紙 3	リスク 分 担表	建設段階	工事遅延リ スク	貴組合起因の条件による遅延等に関しましては、貴組合の主分担リスクとしていただきたく、再考をお願い致します。	原因者が明らかである場合は、組合が負担します。
5	14	別紙 3	リスク 分 担表	運営段階	受入廃棄物 の品質リス ク	「受入廃棄物の質に起因する事故」とありますが、質に起因する運営費用上昇等も含まれるとしていただきたく、ご検討をお願い致します。	一定範囲を超える質変動については、運営費用上昇も含めて組合が負担します。